

平成 30 年 4 月 17 日

監査法人・公認会計士 各位

千葉みらい農業協同組合
監事会

千葉みらい農業協同組合の会計監査人を希望する公認会計士・監査法人の募集について

農協法改正に伴い、信用事業を行う農業協同組合（政令で定める貯金量に達しないものを除く）等は、会計監査人を置き、その計算書類及びその附属明細書について会計監査人の会計監査を受けなければならない、会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないものとされており、当組合も会計監査人を置くことになりました。

については、平成31年度からの当組合の会計監査人に就任を希望する監査法人又は公認会計士の方から、下記により提案書を募集いたします。

なお、監事会において提案書の書面審査等を経て、会計監査人候補を選定し、平成31年3月に開催する当組合の通常総代会において提案をする予定でありますことを申し添えます。

記

1. 提出期限 平成30年5月31日（木）17時必着
2. 提出部数 提案書 7部、見積書 2部
なお、提案書の作成に際しては、別紙「提案書」をご参照ください。
3. 応募資格
監査法人又は公認会計士であること。また、会社法第337条第3項に定める会計監査人の欠格事由に該当する者でないこと。
4. その他
 - 1) 今回の選定は、平成31年度に係る候補者選定となります。平成31年度以降については、基本的に契約を1年毎の自動更新とし毎年度、契約締結致しました候補者より監査計画書をご提出いただきます。なお、選定された者が行政処分を受けるなど特段の事由が生じた場合や契約の履行状況等により適切に監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しを実施いたします。

2) 提出された提案書により書類審査を実施します。提案内容について説明を求めることがありますので、連絡先・担当者名等を記入願います。なお、審査の過程において、プレゼンテーション等を実施する場合があります。実施する場合は、事前に日程等の詳細を通知します。

3) 提案書提出先

千葉みらい農業協同組合 監査室 監事会事務局宛 (担当 遠藤) 迄
書面にて提出願います。

住所： 〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港5-25

電話： 043-203-0160

FAX： 043-203-0168

E-mail： kansa@ja-chibamirai.jp

千葉みらい農業協同組合 会計監査人候補者選定に係る提案書

1. 監査法人等の概要及び当組合に対する監査実施体制

(1) 名称等

名 称		
代 表 者 氏 名		
所 在 地		
連 絡 先		
品 質 管 理 責 任 者		
監 査 実 績 (JA・信金等への監査帯同含む)		
沿 革		
貴 監 査 法 人 決 算 期	月決算	
直 近 の 決 算 状 況	年 月期	
営 業 利 益	千 円	
経 常 利 益	千 円	
当 期 利 益	千 円	
出 資 金	千 円	
監 査 関 与 会 社 数		
国 内 拠 点 数		
監督官庁等における過去3年以内の行政指導・処分の有無	有 ・ 無 (有りの場合は指導内容を記載)	

(2) 当組合の監査業務を主に担当する部署又は事務所等の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

(3) 公認会計士等の人員構成（非常勤的身分の者は除く）

事 項	法 人 全 体	担 当 部 署 又 は 事 務 所 等
社 員 数	人	人
職 員 数	人	人
計	人	人
(内 訳)		
公 認 会 計 士	人	人
会 計 士 補	人	人
農 業 協 同 組 合 監 査 士 有 資 格 者	人	人
そ の 他	人	人

(注) 農業協同組合監査士有資格者の人数には、公認会計士、会計士補の人数を除く

(4) 当組合における監査業務に従事する予定の人員

事 項	法 人 全 体	担 当 す る 部 署 又 は 事 務 所 等		
		平 成 31 年	平 成 32 年	平 成 33 年
人 員 数	人	人	人	人
(内 訳)				
公 認 会 計 士	人	人	人	人
会 計 士 補	人	人	人	人
農 業 協 同 組 合 監 査 士 有 資 格 者	人	人	人	人
そ の 他	人	人	人	人

(注) 農業協同組合監査士有資格者の人数には、公認会計士、会計士補の人数を除く

2. 監査法人がその公益的な役割を果たすため、トップがリーダーシップを發揮することについて

3. 監査法人が、会計監査に対する社会の期待に応え、実効的な組織運営を行うため、経営陣の役割を明確化することについて

4. 監査法人が、監督・評価機能を強化し、そこにおいて外部の第三者の知見を十分に活用することについて

5. 監査法人の業務運営において、法人内外との積極的な意見交換や議論を行うとともに、構成員の職業的専門家としての能力が適切に発揮されるような人材育成や人事管理・評価を行うことについて

6. さらに、これらの取組について、わかりやすい外部への説明と積極的な意見交換をおこなうことについて

7. 監査の実施計画等

- (1) 監査計画の基本方針、重点項目、日数、往査事業所等について

- (2) 組合の事業に対するリスク及び組合規模等を踏まえた不正リスクへの配慮について

(3) 監事及び監査室との連携方針について

--

(4) 次年度以降の監査計画・策定方針や報酬の値上げ等について

--

(5) 監査手法について

--

(6) 当組合に対する指導機能や・支援業務について

--